



『利用規約』の一部改定について

2026年5月3日

沖縄空手道剛柔流国際尚礼会

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

沖縄空手道剛柔流国際尚礼会（所在地：千葉県市川市、会長：二階堂静男）は、公式ウェブサイトの利用規約の一部を、別紙のとおり改定することとなりましたのでお知らせいたします。

本改定は、近年のデジタル環境の変化およびソーシャルメディアポリシーの策定に伴い、利用者との権利義務関係をより明確化することを目的としています。

改定後の利用規約は、2026年5月10日より適用いたします。

本件に関するご質問やご不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせください。

以 上

【本件に関するお問い合わせ】

問合わせ先：国際尚礼会事務局 広報戦略グループ

電子メール：contact@shorei-kai.jp

利用規約の一部を改定する件

次の表により、改定前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改定後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改定前欄及び改定後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改定前欄に掲げる対象規定を改定後欄に掲げる対象規定として移動し、改定後欄に掲げる対象規定で改定前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改定後	改定前
<p>第1条 [略]</p> <p>2 本規約において「法令」とは、<u>日本国の法律、政令、省令、告示、条例、その他の法的効力を有する法規</u>をいう。</p> <p>(適用及び同意)</p> <p>第2条 本規約は、<u>本サイトの利用に関する条件を定めるものであり、本サイトを利用する全ての利用者に適用される。</u></p> <p>2 <u>沖縄空手道剛柔流国際尚礼会事務局（以下「管理者」という。）は、利用者が本サイトを利用（本サイトへのアクセス及び閲覧その他の利用行為を含む。以下同じ。）することにより、本規約に同意したものとみなす。</u></p> <p><u>3 未成年者が本サイトを利用する場合は、法定代理人（親権者等）の同意を得た上で利用するものとする。この場合、未成年者が本サイトを利用した場合、法定代理人の同意があったものとみなす。</u></p> <p>(禁止行為)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>一 ～ 九 [略]</p> <p>十 <u>本サイトのサーバー若しくはネットワークへの不正アクセス、DoS 攻撃、マルウェアの送信その他本サイトの運営・機能を妨害し、又は侵害する行為</u></p>	<p>第1条 [同左]</p> <p>2 本規約において「法令」とは、<u>行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第1号に規定する法令</u>をいう。</p> <p>(適用)</p> <p>第2条 本規約は、<u>本サイトを利用する全ての利用者に適用する。</u></p> <p>2 <u>沖縄空手道剛柔流国際尚礼会事務局（以下「管理者」という。）は、利用者が本サイトにアクセスしたときは、本規約に同意したものとみなす。</u></p> <p>[項を加える。]</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第4条 [同左]</p> <p>一 ～ 九 [同左]</p> <p>十 <u>前各号に掲げるもののほか、管理者が社会通念上から見て不適切と認める行為</u></p>

<p><u>十一</u> 前各号に掲げるもののほか、管理者が社会通念上から見て不適切と判断する行為</p> <p>(免責事項) 第6条 [1～5 略]</p> <p><u>6</u> 前五項の規定は、消費者契約法その他の強行法規の適用を妨げるものではない。</p> <p>(合意管轄) 第12条 本規約その他本サイトに起因又は関連する全ての紛争（管理者が関与しない事案を除き、裁判所の調停手続きを含む。）は、市川簡易裁判所又は千葉地方裁判所を第一審の<u>合意管轄裁判所</u>とする。</p> <p>(規約変更) <u>第13条</u> 管理者は、利用者の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとする。 2 本規約を変更する場合、管理者は、変更後の本規約の効力発生時期及び内容を、本サイト上での掲示その他の適切な方法により周知する。</p> <p>(準拠及び解釈) <u>第14条</u> 本規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。 2 本規約の解釈に関して疑義が生じたときは、管理者は合理的な範囲内において、その解釈を決定できるものとする。 <u>3</u> 海外在住の利用者との間においても、第12条に定める裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに利用者は同意する。ただし、強行法規の適用により制限を受ける場合はこの限りではない。</p>	<p>[号を加える。]</p> <p>(免責事項) 第6条 [1～5 同左] [項を加える。]</p> <p>(合意管轄) 第12条 本規約その他本サイトに起因又は関連する全ての紛争（管理者が関与しない事案を除き、裁判所の調停手続きを含む。）は、市川簡易裁判所又は千葉地方裁判所を第一審の<u>専属的合意管轄裁判所</u>とする。</p> <p>[条を加える。]</p> <p>(準拠及び解釈) <u>第13条</u> 本規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。 2 本規約の解釈に関して疑義が生じたときは、管理者は合理的な範囲内において、その解釈を決定できるものとする。 [項を加える。]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

附 則

この改定案は、令和 8 年 5 月 1 0 日から施行する。

※上記施行期日は、日本標準時（東京）です。